

## 第26回流域委員会の審議骨子

第26回「九頭竜川流域委員会」が平成16年12月22日に福井県国際交流会館において、開催されました。



### これまでの九頭竜川流域委員会の経緯

平成14年	開催日程	委員会での審議内容
	第1回(H14.5.9) } 第8回(H14.12.26)	九頭竜川流域委員会設立(流域委員会の規約等) 委員会の進め方、スケジュール等 九頭竜川水系の現状と課題について 現地視察(九頭竜川水系の現状説明等) 住民意見聴取の方法等について 九頭竜川水系の利水と環境について これまでの九頭竜川流域委員会で出された意見の論点整理 等
	第9回(H15.1.30) } 第17回(H15.12.3)	九頭竜川水系の河川環境の整備と保全について 治水・利水の目標設定にあたっての基本的な考え方 河川環境の整備と保全に係わる目標設定の考え方 河川整備計画における治水計画の考え方(案)[検討対象洪水の選定と評価] 九頭竜川水系(支川群)の河川整備計画の考え方について 九頭竜川水系中流部ブロックの河川整備計画の内容について 九頭竜川・日野川・足羽川の治水整備メニュー(案) 九頭竜川水系の目標流量に対する対応策について 等
	第18回(H16.1.29) } 第25回(H16.11.18)	河川環境の課題と対応方針(案) 利水・利用の課題と対応方針(案) 九頭竜川足羽川ブロックの河川整備計画の内容(足羽川本川を除く) 足羽川の治水、環境・利水について 九頭竜川水系の治水計画について 発電取水による流量減少区間の対応状況 治水専用ダムについて 九頭竜川水系下流部ブロックの河川整備計画の内容について 九頭竜川水系日野川ブロックの河川整備計画の内容(日野川本川を除く)について 足羽川の治水対策について 九頭竜川水系日野川ブロック及び吉野瀬川ダムの河川整備計画について 「足羽川洪水災害調査対策検討会」(福井県知事設置)の目的及び審議の範囲 福井豪雨の報告及びダムの効果について 福井豪雨を踏まえた治水計画 新提案治水計画における整備メニュー 主な質問に対する追加説明及び河川激甚災害対策特別緊急事業の採択について 足羽川の正常流量について 真名川ダムにおける弾力的管理試験「フラッシュ放流」の実施報告について
	第26回(H16.12.22)	九頭竜川水系の今後の河川整備について 河川整備の目標・実施内容について 九頭竜川水系各ブロックの河川整備の内容について 住民意見聴取について



## 第 2 6 回流域委員会の審議骨子

当日は 18 名の委員が参加し、河川管理者から「九頭竜川水系の今後の河川整備について」【直轄管理区間】、「河川整備の目標・実施内容」【直轄管理区間】、「九頭竜川水系各ブロックの河川整備の内容について(追加説明)」【指定区間】及び「住民意見聴取について」の説明がなされ、意見交換が行われました。

### 1. 九頭竜川水系の今後の河川整備及び河川整備の目標・実施内容について

「九頭竜川水系の今後の河川整備について」【直轄管理区間】及び「河川整備の目標・実施内容」【直轄管理区間】に関して説明した主な内容は、以下に示すとおりです。

#### 九頭竜川水系の今後の河川整備について【直轄管理区間】

(1) 治水・防災の現状と課題

(2) 維持管理

#### 河川整備の目標・実施内容【直轄管理区間】

(1) 計画策定、実施のあり方

(2) 洪水・防災

(3) 治水・防災

(4) 河川環境の整備と保全

(5) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

以上の説明を実施した後に、次のような質問や意見が出されました。

1. 指定区間でも、直轄管理区間と同様に洪水予報等の緊急時の体制は整えられているのか？

水防法の改正に伴い、足羽川、笙の川等については、洪水予報河川に指定して、来年度から試行的に行っていく予定である。また、県内のハザードマップは敦賀市の笙の川で作成されており、福井市では現在準備中である。

2. ダムの維持管理として、九頭竜ダムや真名川ダムの堆砂量は把握されているのか？  
ダムの堆砂量は毎年測量されており、治水や利水のダム機能に支障をきたすほど堆砂はしていない状況である。
3. リアルタイムでわかる水位や雨量の情報には、将来的な傾向の予測も必要である。また、情報が必要な人たちに対してどういう情報を提供していくかも重要である。
4. 現状の雨の情報というものは点の情報でしかなく、外れている場合には必ずしも正確な情報とはいえない。そのため、今後はいかにして雨の情報を正確な面の情報として提供していくかが重要である。

## 第26 回流域委員会の審議骨子

5. 福井市内の小河川の内水氾濫に対しては、排水能力を十分確保していくことが重要である。また、洪水時に排水状況についての情報提供も住民にとっては重要な情報となる。
6. 住民に対しては普段から災害時の対応を啓発することが重要である。また、災害が発生する前に、住民だけで行動が起こせるような情報提供も重要である。
7. 災害時に重要なことは、はせ参じる人がいる、機動的に動ける組織がある、正確な多くの情報を乗せるシステムがあることで、これらによって臨機応変にその地域で対応することができる。
8. 検討対象洪水の選定に際しては、実績パターンと他の実績パターンが生じた場合を同等に扱うため、両方のパターンが合流した後に洪水規模・実現性の検討を行うべきである。
9. 福井豪雨後の足羽川の河川状況が河川環境を議論する上で重要となる。これらを十分にいかして計画を立てていって欲しい。
10. 福井豪雨や今まで実施してきた事業の経験や結果をいかして、これからの事業に取り組んでいくべき。

### 事前情報（洪水氾濫シミュレーション）



## 2. 丸頭竜川水系各ブロックの河川整備の内容について

「丸頭竜川水系各ブロックの河川整備の内容について（追加説明）」【指定区間】に関して説明した内容は、以下に示すとおりです。

- (1) 丸頭竜川水系中流部ブロックの河川整備計画の内容について
- (2) 丸頭竜川水系日野川ブロックの河川整備計画の内容について
- (3) 丸頭竜川水系足羽川ブロックの河川整備計画の内容について

## 第 2 6 回流域委員会の審議骨子

以上の説明を実施した後に、次のような質問や意見が出されました。

- 1 1 . 治水か環境かの選択として、例えば、洪水出水によって玉砂利、玉石等で形成された河原を治水のために全区間を河川改修するのではなく、部分的に環境のために残す配慮もして欲しい。
- 1 2 . 治水か環境かの選択として、例えば、洪水出水によって偶然に魚の産卵場所が形成された箇所に対して、人の命にかかわるところでなければ、環境のために残す配慮もして欲しい。
- 1 3 . 河川改修を実施する場合、治水だけではなく、平常時の維持流量や生物の生息・生育環境等も十分に配慮することが重要である。

### 3 . 住民意見聴取について

「住民意見聴取について」に関して説明した主な内容は、以下に示すとおりです。

- (1) 情報発信・周知について
- (2) 意見聴取について
- (3) 「住民意見を聴く会（仮称）」について

以上の説明を実施した後に、次のような意見や質問が出されました。

- 1 4 . 積極的な意見を聴く方法として、川に関心の高い NPO に属している住民に働きかけて、「住民意見を聴く会」で意見を述べてもらうことも考えられる。
- 1 5 . 意見を聴取する方法として、個々の意見だけではなく、ワークショップにより、その会場で全体的に出てきた意見を聴取することも重要である。
- 1 6 . 住民から、意見の他に質問が出た場合には、河川管理者が返答をするようにしたほうがいい。
- 1 7 . 「住民意見を聴く会」に参加する人たちは、関心のある方、意見のある方がほとんどと思われる。会を円滑に運営するためにも、事前に意見を聴くことや、違った立場の者でも理解しあえるような会にもっていくことが重要である。
- 1 8 . 「住民意見を聴く会」は、関心の高い人たちだけの意見交換にならないようバランスをもった運営を心がけるべきである。
- 1 9 . 「住民意見を聴く会」については、マスコミの人たちにも手伝ってもらいながら、雰囲気づくりをしてみてもどうか。

## 第 2 6 回流域委員会の審議骨子

- 20 . 河川整備計画を説明するという事は、ただ説明するだけではなく、地域の住民の方に納得してもらうことが重要である。そのためにも、委員の方の応援も必要だと思う。
- 21 . 住民意見の聴取については、住民の意見を聴くシステムだけではなく、まず会場に来てもらうような環境づくりや、住民の方が意見を出しやすい環境づくりを考えることも重要である。
- 22 . 開催予定が1月、2月、3月とあるが、時間的にこれは不可能ではないか。無理して3月までにやる方がいいのかどうかを考える必要がある。
- 23 . 住民意見の聴取の際には、建設的な意見が出ずに批判的な意見や、意見が出ないかもしれない。説明資料の概要版の作成等、もう少し説明する内容等を慎重に考えていくべき。
- 24 . 自治体の長に対して、住民意見聴取の後に意見を聴くという河川整備計画の決定の流れを十分に周知・徹底しておく必要がある。
- 25 . 「住民意見を聴く会」では、委員が参加しても責任を持った発言ができるものではないので、行政の方である程度のビジョンを示して進行させていくべき。
- 26 . NPO の団体と一緒に作業する一つとして、「住民意見を聴く会」の前に情報発信等を目的としたフォーラムを共同で開催してみてもどうか。
- 27 . 「住民意見を聴く会」の開催主体は、基本的に河川管理者であるが、流域委員会が開催主体となることも可能なのか？  
「住民意見を聴く会」は、河川管理者が河川整備についての意見を聴くものであるため、河川管理者が主体ということになる。
- 28 . 「住民意見を聴く会」では、技術的な説明のみをするのではなく、“環境を大事にしよう”とか“安全にしよう”等の方向性を住民の方に認識してもらうことも重要である。
- 29 . 住民から意見を上手く聴取していくには、ノウハウを持っている NPO と河川管理者とが協力して積極的に意見交換をしていくべき。
- 30 . 「住民意見を聴く会」の開催時間は、おおよその程度をメドとしているのか？  
他の委員会の事例をみると、大体2～3時間となっている。
- 31 . 「住民意見を聴く会」では、住民に意見を述べてもらう場合、一人当たりの持ち時間を決めるべき。
- 32 . 河川管理者に住民意見聴取方法について意見を述べる委員会の結論としては、具体的な方法を次回委員会で再度審議する。